

下福第 1696 号  
平成 27 年 7 月 9 日

社会福祉法人開成会  
理事長 木谷 義孝 様

下関市長 中尾 友昭

### 障害者総合支援法第 49 条第 1 項に基づく勧告について

貴法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項第 2 号に規定する、下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「基準条例」という。）で定める指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合に該当すると認められるため、貴法人に対し、障害者総合支援法第 49 条第 1 項に基づき、下記のとおり勧告する。

### 記

- 1 監査対象 社会福祉法人開成会 指定障害福祉サービス事業所 大藤園
- 2 監査実施日 平成 27 年 6 月 4 日（施設職員）  
平成 27 年 6 月 11 日～（施設職員並びに利用者及び保護者）
- 3 実施・手法 関係者からの聞き取り調査及び関係資料の監査  
※監査については、引き続き実施する。
- 4 勧告内容 別紙のとおり

## 障害者総合支援法第49条第1項の規定に基づく勧告

### 1 基準条例違反事項

指定障害福祉サービス事業所大藤園（以下「当該事業所」という。）への立入調査、利用者及び保護者並びに施設職員への聞き取り調査等により、次のとおり基準条例違反事項が確認された。（基準条例第3条第2項違反）

- (1) 当該事業所の支援員Aが利用者に対し、平成26年2月に、平手で頭をたたくことや胸ぐらをつかむ等の身体的虐待を行っていたことが確認された。また、同支援員は、利用者への支援に際して、不当に大きな声や不適切な言葉を使うなど、利用者に対し、心理的虐待を行っていたことが確認された。
- (2) 当該事業所の支援員Bが利用者に対し、平成26年1月頃に、シールの束で頭をたたく身体的虐待を行っていたことが確認された。
- (3) 当該事業所の支援員Cが利用者に対し、平成26年2月頃に、暴言を吐くなどの心理的虐待を行っていたことが確認された。また、過去において利用者の手をたたくなどの不適切なケアを行っていたことが確認された。

### 2 勧告の内容

(1) 平成27年5月28日に報道された暴力シーンを含む虐待映像（以下「虐待映像」という。）により明らかとなった当該施設支援員による利用者に対する虐待（以下「本件虐待」という。）に関しては、当然に、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」（心理的虐待及び身体的虐待）であることは明白であるが、6月4日以降に本市が実施した聞き取り調査によると、虐待映像に記録された3名以外の支援員が過去において利用者への虐待（心理的虐待及び身体的虐待）を行っていたとの証言を複数得ている。本市においては、現在、引き続き調査、検証中であるが、貴施設においても、その他の虐待が無かったか調査し報告すること。

なお、留意すべき点として、通報義務の徹底を図るとともに、通報者に対して不利益な取り扱いをしないこと。また、障害者総合支援法第48条に基づく立入調査時は当然のこととして、市が行う事実確認調査に対し、虚偽の報告の禁止を徹底すること。

(2) 貴法人が平成27年7月2日付けで行った貴職員3名（施設長、支援員B及び支援員C）に対する制裁（処分）については、どのような根拠に基づき、どのような手続きを経て当該制裁に至ったか、さらに制裁の妥当性についてどのように検討したのか、根拠を示し報告すること。併せて、当該施設長については、当該施設の管理監督責任を有する管理者であり、また、サービス管理責任者の立場にありながら、結果的に施設内での虐待を防止することができなかった事実を踏まえ、敢えて、今後、事件の検証、虐待防止対策等を担任させる方針を示していることの原因を説明すること。

(3) 貴事業所は、今後、施設内での虐待が再発しないための方策として、国が定める「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（以下「国手引き」という。）等を参考に、体制の整備に速やかに取り組むこと。

#### ① 運営規程の着実な実施

貴事業所が制定する運営規程第39条において虐待防止のための措置を規定しているが、今回の事案により、その実態は、形がい化し、実効性が無かったことと認められることから、以下、当該規定の着実な実施に努めること。

ア 理事長及び管理者の責任の明確化並びに虐待防止への取り組みも含め法人の支援方針の明示を行うことにより、理事長及び管理者が率先し組織を挙げて虐待撲滅に取り組むこと。

イ 職員に対し、会議等機会がある毎に法人の支援方針を確認し、浸透させ徹底させること。

ウ 虐待防止責任者の選任に当たっては、職位に関わらず人権意識に優れた適材な人物を選任すること。

エ 虐待防止のための措置については、具体的実効性のある体制整備に努めること。

オ 通報義務の徹底を図ること。

#### ② 虐待防止委員会の設置

ア 運営規程に「虐待防止委員会」の設置を明確に規定すること。

イ 虐待防止委員会の構成は、国手引きを参考に、虐待防止委員会に法人・施設以外の第三者を参画させるなど、実効的な組織形態にすること。

#### ③ 実効性のある研修及び効果測定の実施

管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修、障害特性を理解し適切に支援できるような知識と技術を獲得するための研修及び事例検討会を開催するなど実効性のある研修等を実施すること。

併せて、市として以下の研修方法を提示するので、貴施設においても工夫して対応されたい。

ア 外部の専門家を招いた研修を定期的実施すること。

イ 国、地方公共団体、権利擁護団体等が実施する外部研修に計画的に参加すること。

ウ 研修を受講した職員については、受講後の効果測定を必須とし、レポートの提出を義務付けるなど、意識啓発に努めること。

エ 職員全員に対し自己診断チェックリストの作成を義務付け、管理者が評価を行い適切に指導すること。

オ 市に対し、研修計画、実施状況及び効果測定の結果について文書により報告すること。

### 3 勧告の理由

本件虐待については、平成26年4月の匿名による通報を端緒に、同年5月に3回にわたる任意の立入調査を行い、同年10月に、障害者総合支援法第10条に基づく実地指導を、その後も同年12月、平成27年1月及び3月の3回にわたり経過観察的に実地指導を行った。

しかし、平成27年5月28日に貴事業所内における虐待映像が報道され、関係者のみならず社会に大きな反響を与えることとなった。

当該報道を受け、本市は、障害者総合支援法第48条第1項に基づき、平成27年6月4日に立入調査を実施し、現在も聞き取り調査を継続しているところであるが、本案の重大性及び緊急性にかんがみ、緊急の行政指導として行うものである。今後の調査等により、追加の勧告がありうる旨申し添える。

#### 【根拠条例】

○下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）

第3条第2項 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

### 4 改善報告

貴法人は、第2項の（1）から（3）までについて、平成27年7月29日までに、下関市福祉部福祉政策課へ書面により報告すること。

## 5 その他

提出期限までに改善報告がなされなかったときは、障害者総合支援法第49条第3項の規定に基づき、その旨を公表することがある。

下関市福祉部  
福祉政策課  
電話 2 3 1 - 1 7 2 3

障害者支援課  
電話 2 3 1 - 1 9 1 7